

## 19 平成21年12月28日申請（平成21年（争）第3号）（接続の諾否）

### （1）経過

平成21年	
12月28日	生活文化センター株式会社（以下「生活文化センター」という。）から、あっせんの申請。（⇒（2））
平成22年	
1月6日	委員会から、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
12日	NTTドコモから、あっせんに応じる考えはない旨の報告。（⇒（3））
15日	委員会から、両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

### （その後の経過）

平成21年

1月25日 生活文化センターから、協議再開命令の申立て。（Ⅱ-77参照）

### （2）申請における主な主張

生活文化センターはNTTドコモに対し、平成21年7月以降、レイヤ2接続、音声接続、ISP接続、SMS（ショートメッセージサービス）等について、各々、事前調査申込みや接続申込みを行っている。

同年12月に、NTTドコモより各接続について、接続拒否の連絡があり、協議が不能となったことから、レイヤ2接続等の実現について、あっせんを申請する。

### （3）あっせん不実行

NTTドコモに対し、あっせんの申請があった旨通知したところ、NTTドコモより、「生活文化センターとの間におけるMVNOの提供に係る相互接続については、同社に対し、理由を示した上で、明確な接続拒否の回答をしており、当該接続拒否に係る方針を変更する考えはなく、歩み寄りの余地

がないことからあっせんに応じる考えはない。」との報告が委員会にあったため、あっせんをしないこととなった。